

豊田浄水場始め6浄水場排水処理施設整備・運営事業

実施方針等に関する意見・提案への回答

平成21年12月

愛知県企業庁

**豊田浄水場始め6 浄水場排水処理施設整備・運営事業
実施方針等に関する意見・提案への回答**

No	資料名	頁	章	節	細節	項目	項目名	提案・意見	回答
1	実施方針	35	資料2	No. 6, 7			法制度リスク	法制度の新設・変更に伴うリスクは、事業者側でコントロール不可能なリスクであることから、県企業庁殿が分担すべきと思料致します。	本事業に類型的又は特別に影響を与える「水道法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に係る法制度の新設・変更は県企業庁負担としますが、その他については事業者負担とする考えです。
2	実施方針	35	資料2	No. 8, 9			許認可リスク	許認可の遅延に関するリスクは、当該許認可の遅延の原因者(帰責事由を有する当事者)が分担すべきと思料致します。 [許認可・届出に関しては、相手方当事者(県企業庁殿の場合は事業者、事業者の場合は県企業庁殿)の協力が必要な場合があり、相手側当事者の事由により当該協力が円滑に行われない場合等も考えられることから、帰責事由に応じたリスク分担を提案するものです。]	県企業庁の責に帰すべき承認の遅延に該当する場合は、県企業庁が負担する予定です。詳細は入札説明書等で示す予定です。
3	実施方針	46	資料7	3.	(1)		汚泥処理単価	汚泥処理単価は、濃縮槽以降に設けられる流量計で計測された汚泥量(汚泥処理量)当たりの単価とすべきと思料致します。 [汚泥処理のコストのうち可変費は、汚泥量(t-ds)よりも汚泥処理量と強い相関があり、コストを単価に適切に反映できる可能性が高いこと、汚泥処理量は連続計量値であり取引数量として曖昧さがなく、一方、汚泥量は、汚泥濃度のサンプリング頻度等により異なる結果を生じる可能性があることから、提案を行うものです。]	ご意見として承ります。